

障がいのある人もない人も 心豊かに暮らせる大分県づくり条例

(平成28年4月施行)

大分県では、障がいのある人に対する県民の理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るために、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」を制定しています。

Q どうして条例が必要なのでしょう？

- 障がいのある人たちは誤解や偏見などから、日常生活の様々な場面で、障がいを理由として不利益な取扱いを受けることがあります。この条例は、障がいのある人たちへの差別、生きづらさなどの解消を図るために、大分県や大分県民がどのように行動すればよいかを、障がいのある方やそのご家族をはじめとしたいろいろな人の意見を聞いてまとめたものです。
- 全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、教育や就労をはじめ、恋愛、結婚、妊娠や子育て等人生のあらゆる場面において、それぞれの選択を尊重し、相互に助け合い、支え合う社会の実現を目指しています。


Q 条例で何が良くなるのでしょうか？

- 大分県は、障がいのある人に対する理解を深め、障がいを理由とする差別の解消を図るための施策を実行します。
- 事業者やお店などは、様々な場面で、障がい者が利用しやすいサービスの提供に努めます。

Q どのような差別が禁止されているのですか？

- 条例では、特に、「福祉サービスの提供」、「医療の提供」、「商品の販売及びサービスの提供」、「労働及び雇用」、「公共的施設及び公共交通機関の利用」、「不動産取引」、「情報の提供及び受領」の7分野での障がいを理由とする差別の禁止を規定するとともに、「教育における配慮」を定めています。

◆ 障がいを理由とする差別の禁止

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律には、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」が差別になると規定しています。

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関	禁止（してはならない）	法的義務（しなければならない）
民間事業者	禁止（してはならない）	法的義務（しなければならない） (★)

合理的配慮の提供とは 障がいのある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁(※)を取り除いたり、そのための努力をしなければなりません。

(※) 社会的障壁…例えば、通行、利用しにくい施設、設備、利用しにくい制度、障がいのある人の存在を意識していない慣習や文化、障がいのある人への偏見等が挙げられます。

大分県障がい者差別解消・権利擁護推進センター
(大分県障害者社会参加推進センター内)
相談専用窓口

電話 097-558-7005 (FAX兼用)
E-mail syougaisya110-2@oita-syo-sui.com

条例に関するお問合せ 大分県福祉保健部障害者社会参加推進室 電話 097-506-2725
〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 FAX 097-506-1736

(★) 令和3年の法改正(6月4日付け公布)に伴い法的義務(←努力義務)となりました。
公布日から3年以内に施行されます。